

令和 2 年度事業計画書

今年度は、当協会設立 51 年目となり、新たな 50 年をめざし、これまで蓄積した国際交流・支援事業のノウハウをもって、設立目的である「国際間の相互理解と友好関係の増進およびその公益使命の達成に寄与すること」を念頭に、活発かつ発展的に事業を展開していく。

一方、昨年度末から発生している、新型コロナウイルスの感染拡大は、人物交流にとっては、最大限注意を払う必要があり、その上で活発かつ継続することが肝要と考える。その見地から、既存事業を内容と実施方法を更に工夫し、また、新たな事業形態の可能性を模索しながら、実施計画を立案する。

1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

1985 年に創設以来、訪問先の政府機関等の後援・協賛を得て実施している「ジュニア大使友情使節団」の海外派遣事業は、小学校 5 年生以上 20 歳未満の児童、生徒、学生を国際研修と友情交流を目的として海外に夏休みと春休みに派遣している。当年度は昨年度末実施を延期したパラオ班について、冬期もしくは来春の実施を検討し、さらに夏期実施予定のブルネイ班の組織も慎重に考慮し、実施決定後には、自治体からの派遣団員を受け入れると同時に、一般参加の団員公募も引き続き行っていく。

また、海外から日本に研修や視察目的での滞在を希望する個人・グループに対し、要望に応じ、日本を知る研修・日本語研修・視察等を提供する事業を行う。今年度は 4 月実施を 10 月実施に予定している 11 年目となる、スウェーデン・トンバ高校訪日研修他、諸外国の高校、大学等の訪日研修の希望を受け、組織を図る。

2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業

(定款第 4 条、第 1 項の事業)

平成 18 年度よりアジア太平洋国会議員連盟 (APPU) 中央事務局ならびに日本側会員である日本議員団事務局を当協会に設置しており、当年度も同事務局運営を行う。

また、ロシア連邦の独立非営利法人からの依頼により、ロシアと日本との友好・経済協力促進事業を引き続き行う。

3. 行政機関からの受託事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

外務省他の行う招聘事業や派遣事業につき、入札もしくは企画招請案件で、当協会の行う公益目的の事業に合致する場合につき、応札し、落札した業務を行う。

また、独立行政法人国際交流基金の平成 31 年度「海外派遣日本語専門家等及び海外健康相談員の派遣事業」の事務業務については、当年度の受託実施が決定している。

4. 諸外国と日本との国際交流促進事業

(定款第4条、第1項および第3項の事業)

日本における在日外国人と日本人との交流促進ほか、国際交流を行いたい団体等に対しその促進・支援を行う。

その一つとして、来日する外国人に対し、日本文化紹介や日本語・日本事情研修を実施する一方、自治体、学校等での国際理解講座・語学研修を行う。

また、当協会スタッフをはじめ、所属エスコート、通訳・コーディネーターが通訳・エスコート業務を行う。

5. 調査・収集事業

(定款第4条、第2項の事業)

交流事業先や海外関連先の現状を把握し、資料収集を行う。

6. 広報誌の発行

(定款第4条、第4項の事業)

国際交流誌として、「the COMMUNICATOR」を発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに横の繋がりを形成していく。

また、昨年度に創立50周年を記念し、出版した「私と国際交流—インタビュー集」については、当協会広報の手段として使用し、国際交流・支援活動の促進に寄与する。

以上